

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	指定介護機関の指定の取消し	
根 拠 法 令 名	生活保護法（昭和25年法律第144号）	（条項） 第54条の2第4項において準用する第51条第2項
基 準 法 令 名	生活保護法（昭和25年法律第144号）	（条項） 第54条の2第4項において準用する第50条
	指定介護機関介護担当規程 （平成12年厚生省告示第191号）	（条項）
所 管 部 署	福祉子ども部 生活福祉課 庶務係	
<p>【処分基準】 ・文書の名称【 生活保護法による介護扶助の運営要領について （平成12年社援第825号 厚生省社会・援護局長通知） 】</p> <p>・掲載図書等【 生活保護手帳（中央法規出版） 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[指定介護機関の指定取消に係る処分基準]</p> <p>指定介護機関の指定の取消しは、指定介護機関が次のいずれかに該当したときに行うものとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（同条第2項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む。）の規定による介護機関の指定基準として定められた生活保護法による介護扶助の運営要領について（平成12年社援第825号 厚生省社会・援護局長通知）第6の1に規定する介護機関の指定基準を満たさなくなったとき。</p> <p>(2) 介護サービスの内容又は報酬の請求に関し、不正又は不当な行為があったとき。</p> <p>(3) 生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により定められた指定介護機関介護担当規程（平成12年厚生省告示第191号）の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条第2項の規定に違反したとき。</p> <p>なお、当該告示等が掲載された上記の掲載図書は、担当課において備え置く。</p>		

参 考

[根拠法令] 及び [基準法令]

生活保護法

(介護機関の指定等)

第 5 4 条の 2 1～3 略

4 第 50 条から前条までの規定は、第 1 項の規定により指定を受けた介護機関（第 2 項の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）について準用する。この場合において、第 51 条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、第 53 条第 3 項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第 4 項中「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定の辞退及び取消し)

第 5 1 条 略

2 指定医療機関が、第 50 条の規定に違反したときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。

(指定医療機関の義務)

第 5 0 条 前条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。